

吉田町こども医療費受給者証について(交付)



新たなこども医療費受給者証を交付します！

(有効期間 令和7年10月1日～令和8年9月30日)

※18歳になる年の方は令和8年3月31日まで

有効期間を
必ずご確認ください！

【 助成対象者・自己負担額 】

保護者またはこどもの住所が吉田町にあり、健康保険に加入しているこども(婚姻している者を除く)
(他市町から転入してきた場合は転入日から、転出する場合は転出日の前日までが助成対象になります。)

	対象者	自己負担額
通院	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	無料 (食事療養費標準負担額も助成対象)
入院		

【 助成について 】

医療機関等に受診する際、「吉田町こども医療費受給者証」を医療機関等の窓口へ提示すると、
町が健康保険診療分の自己負担金を助成します。

受給者証を使用する場合は、マイナ保険証等と一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。

【 変更届等が必要な方 】

● 以下のようなときは、変更届等が必要となりますので、届け出をされていない方は、
こども未来課窓口までお越しください。

① 加入している健康保険に変更があったとき

※ お子様の健康保険の加入状況が分かる書類等をご持参ください。

② 住所・氏名・保護者等の変更があったとき

※ 変更届等が済んでいない場合は、受給者証が使用できない場合があります。

受給者証を返却するとき

① 町外へ転出するとき

② 健康保険の資格がなくなったとき

※ 受給資格がなくなった後に受給者証を使用した場合は、助成した医療費を町に返還していただきます。

注意事項

- マイナ保険証等がない場合、受給者証は使用できません。
- 健康保険診療の対象外の費用(入院等証明書代・特別室に入室した場合・特別なサービスを受けた場合・健康診査料・予防接種・容器代等)は助成されません。
- 入院等により、医療費が高額になる場合は「限度額適用認定証」または「マイナ保険証」を医療機関へご提示ください。提出が間に合わない場合は町が被保険者(保護者等)に代わって、高額療養費の手続きをします。手続きには、被保険者(保護者等)の委任状等が必要になるため、該当者には町から書類(委任状等)を郵送します。必要事項を記入し、同封している返信用封筒にて返送ください。
- 「吉田町ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」や「吉田町重度障害者(児)医療費助成金受給者証」をお持ちの方は、そちらの受給者証を優先してください。
- 静岡県外の医療機関では、受給者証は使用できません。県外で医療機関を受診した場合は、申請により、助成(償還払い(後日払い戻し))が受けられます。
- 学校管理下におけるケガ等によりスポーツ振興センターの災害給付制度等、他制度が適用される場合、こども医療費受給者証は使用できません。

償還払い(後日払い戻し)について

- 下記のようなときは、償還払いの申請手続きを行ってください。
 - ①受給者証を受け取る前に受診したとき
 - ②静岡県外の医療機関等で受診したとき
 - ③補装具にかかわる費用、保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けたとき
 - ④未熟児養育医療、育成医療、療育医療及び小児慢性特定疾病医療の公費負担医療制度において徴収された一部負担金があるとき
 - ⑤吉田町ひとり親家庭等医療費助成及び吉田町重度障害者(児)医療費助成の入院時の食事療養費、自己負担金があるとき
 - ⑥その他受給者証を提示しないで受診したとき
- 申請の期限
受診した日から1年以内。(受診した月の翌月に、その1か月にかかった医療費をまとめて申請してください。)
- 申請先
平日:こども未来課(役場5階) 日曜開庁日:福祉課窓口(役場1階)

～申請に必要なもの～

- ①受給者証 ②健康保険の加入状況が分かる書類等(受診したお子様)
- ③領収書(受診したお子様の氏名・受診日・保険診療分の金額・病院の印が明記されているもの)
- ④保護者の金融機関の通帳またはキャッシュカード(金融機関名・番号・名義人の確認のため)
- ⑤その他(医師の指示による補装具や眼鏡等がある場合:医師の補装具必要証明書・業者の代金領収書の写し・保険給付の額が確認できる書類等)

<問合せ先>

吉田町こども未来課(役場5階)
電話 0548-33-2153